

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成23年12月15日23広第1247号で行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県個人情報保護審議会不服申立部会（以下「不服申立部会」という。）の会議録に記載された異議申立人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報のうち、実施機関の主張等を除く審議内容に関する部分については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第4号（行政運営情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成23年11月30日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成23年12月15日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成24年2月15日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

不服申立書、意見書及び口頭意見陳述における、異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 開示・不開示に関しては、本県条例及び判例等に従って判断すべきである。

(2) 今後の審議会の適正かつ円滑な運営に支障をきたす「おそれ」のある情報であることの主張立証責任は、実施機関にある。

ア 情報公開法の趣旨目的においても、原則公開である。

イ (おそれがあると行政機関の長が認めるに足りる相当の理由がある情報に該当するかどうかについて) 行政機関には広範な裁量はない。

ウ 行政機関に広範な裁量を認めることは「(情報公開法) 要綱案の考え方」に反する。

エ したがって、行政庁に広範な裁量を付与したのではなく、その不開示との判断に合理性があることを、行政庁において主張立証しなければならない。

(3) 情報公開法審査基準における「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が具体的に予想される場合に限られているが、本件処分において提示された理由は、当然具体性を欠く不十分な理由であるといわざるを得ない。

(4) 福岡県公安委員会の不開示理由に関しては、該当性のみの主張であり、明らかに違法である。

そして、今回の開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、福岡県行政手続条例に基づき処分の理由を示す必要がある。

理由付記の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。

個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する必要がある。

(5) 本件文書は、再審請求のために必要不可欠であり、目的以外には使用しない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

本件個人情報のうち、発言委員の氏名及び審議内容については、本件不服申立部会において、どのような審議がなされたのかという審議の内容の具体的な部分であり、これらを開示することにより、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後の審議会の適正かつ円滑な運営に支障をきたすおそれがあるため、本件決定を行ったものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格について

不服申立部会は、条例第13条の規定に基づく開示請求に対し、実施機関が行った開示決定等に対する不服申立て案件について審議を行う機関であ

る。

そして、不服申立部会における審議については、開催日時、出席者の氏名、会議に付した事案の件名、会議の内容等、会議の要点を記した会議録を作成することとされている。

なお、不服申立部会の行う不服申立てに係る調査及び審議の手続は、公文書に記録されている個人情報の開示・不開示の適否に関して行われるものであり、特に、その手段として不服申立部会の委員が開示決定等に係る個人情報を実際に見分して審議するインカメラ審理手続も採用されていることから、条例第63条の規定に基づき、公開しないこととされている。

(2) 本件個人情報の内容及び不開示情報について

平成21年10月21日、同年12月21日及び平成22年3月19日に開催された不服申立部会（以下「本件不服申立部会」という。）では、異議申立人が平成21年6月8日付けで行った、個人情報部分開示決定に対する異議申立てに関する審議を行った。

本件個人情報は、本件不服申立部会会議録に記載された異議申立人の個人情報である。

本件個人情報には、表題、開催日時及び場所、出席者の氏名、会議に付した事案の件名に加え、発言者及び発言内容が逐語的に記載され、末尾に会議録確定のための不服申立部会長による署名が記載されている。

実施機関は、本件個人情報中、発言者及び発言内容のうち、実施機関の主張に関する説明並びに不服申立部会長による開会及び閉会に関する発言の部分を除く部分を不開示とした。

(3) 条例第14条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第4号は、県等の機関が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から県等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報として規定するものである。

県等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事後的にすべて列挙することは技術的に困難であるため、各機関に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定できるものをイからホにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

イ 該当性の判断

実施機関は、本件個人情報中、発言者及び発言内容のうち、実施機関の主張に関する説明並びに不服申立部会長による開会及び閉会に関する発言の部分を除く部分について、条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示としていることから、実施機関が不開示とした部分の同号該当性について以下判断する。

(ア) 法令等の規定に基づき審議、審査、調査等を行うことを目的として設置された審議会等（以下「審議会等」という。）においては、例えば、その内容を県民の意思に根ざしたものにするために当該審議会等の意思形成過程の透明性・公正性を確保することが不可欠であるものについては、会議自体を公開することが求められるといえる。

他方で、審議会等の委員が傍聴人や報道関係者から心理的な圧迫を受けて、自由かつ率直な意見交換ができなくなるおそれがあるものについては、審議の実質化を図るため会議を非公開とすることが必要であるといえる。

公開、非公開のいずれとするかは審議会等の性質によるのであり、これにつき法令等にあらかじめ定めが置かれることもあれば、当該審議会等の判断に委ねられることもある。

(イ) 不服申立部会は、県の政策や制度のあり方などについて建議する民意反映型の審議会等とは異なり、実施機関が保有する個人情報の不開示決定等に対する不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて審議し、答申する準司法的な機能を有するものである。

そして、不服申立部会は、諮問実施機関の開示・不開示の判断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断することが要請されていることから、審議の過程においては、インカメラ審理に加え、委員による意見表明及び議論が何らの制約を受けることなく、非公開の場で自由かつ率直に行われることが必要不可欠である。そのため、不服申立部会の行う調査及び審議の手続については、条例第63条の規定により、非公開とされている。

(ウ) 本件不服申立部会会議録には、本件不服申立部会における発言者及び発言内容が逐語的に記載されていることが認められる。

したがって、本件不服申立部会会議録を開示すれば、利害関係人等から不服申立部会に対して不当な圧力が加えられ、また、それが、直接個々の委員にも及ぶおそれがあると認められる。

そうすると、委員において、発言内容が原因となって不当な圧力を受けることを懸念して発言を差し控えるなどにより、審議過程における委員の自由かつ率直な意見交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、今後の不服申立部会の適正な運営等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(エ) 以上のことから、実施機関が、本件個人情報中、発言者及び発言内容のうち、実施機関の主張に関する説明並びに不服申立部会長による開会及び閉会に関する発言の部分を除く部分について、条例第14条第1項第4号に該当すると判断し、不開示としたことは妥当である。

(オ) なお、異議申立人は、本件決定通知書の理由付記は、異議申立人が不開示の理由を明確に認識し得るものではなく、具体性を欠き、不十分である旨主張しているが、本件決定通知書には、不開示の根拠規定の記載に加え、開示しない部分の情報及び不開示とした理由が具体的に記載されていると認められるので、異議申立人の主張を採用することはできない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件事案について種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った個人情報の不開示決定等の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。